

農薬は適切に保管し、正しく使いましょう

農薬は、農業生産の安定や森林・牧野の保全のために開発されたもので、それぞれの目的に沿って使われてこそ大きな効果が得られます。その保管・使用にあたっては、以下の事項に留意して適切に取り扱ひましょう。

1 農薬の保管

農薬は子供や第三者が触れたり、持ち出したりできないよう、次の点について十分注意してください。

- ① 農薬保管庫には必ずカギをかける。
- ② 食品と区別して冷蔵、乾燥した場所に保管する。
- ③ 農薬の他の容器への移し換えは、誤飲・誤用の原因となるので絶対にしない。
- ④ 保管時の注意事項がラベルに記載されている場合は、記載事項に従う。
- ⑤ 農薬の配達を依頼する場合は、留守宅等に放置することなく確実に受け取る。
- ⑥ 毒物及び劇物に該当する農薬については、毒物及び劇物取締法の規程を遵守する。
保管庫には「医薬用外毒物」及び「医薬用外劇物」の表示をする。
- ⑦ 保管中の毒物、劇物に該当する農薬が盗難にあったときや紛失した時は、直ちに警察署・保健福祉事務所（保健所）に届け出る。



2 農薬使用基準の遵守

農薬取締法の改正（平成15年3月10日施行）により、次の事項は農薬使用者が遵守すべき事項（＝農薬使用基準）として新たに義務づけられたものです。これに反すると処罰（3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、または併科）の対象となります。

- ① 農薬登録（農林水産省登録番号）のない薬剤は、農作物及び農耕地での使用禁止。
- ② DDT等の使用禁止農薬（全26剤）は、農薬登録番号があっても使用禁止。
- ③ 農薬ごとに、そのラベルに記載された「適用となる作物」、「使用量または希釈倍率」、「使用時期」、「使用回数」の遵守。

※農作物への農薬の残留は、人体に対して何ら影響を及ぼすことがない残留値（＝残留農薬基準、農薬登録保留基準）として、食品衛生法等により農作物別に定められています。この残留農薬基準を超えないよう適用となる作物名・使用方法が、農薬のラベルに記載されています。
国、県等が実施する残留農薬分析検査により残留農薬基準を超過した農作物は、出荷・販売停止、回収命令などの厳しい措置がとられます。

ラベルを読む



3 目的外使用の禁止

農薬の不適切な使用や不法な処分が原因と見られる野鳥や魚、犬猫等の死亡事故が発生しています。農薬はラベルに記載された目的や方法に沿って正しく使用し、目的外に用いないでください。

4 農薬使用者の安全確保

農薬を散布する際は、農薬ラベルに記載された散布時の注意事項を遵守し、マスク、手袋、メガネ、帽子、防除衣等の薬剤に見合った保護具を着用してください。散布が終了したら石けんで手足を洗い、うがい等しましょう。散布後、体調不良など中毒の疑いのある場合は、直ちに医師の診断・手当を受けてください。

5 農薬散布に際する周辺への連絡、飛散防止等

農薬散布に先だって、周辺の作物、飼育動物、住宅、水路等を点検し、必要に応じて事前に関係者と協議を行うようにしましょう。農薬が周囲に飛散すると、人や動物、魚、ミツバチ、蚕等に思わぬ被害を及ぼすことがあるほか、隣接する田・畑の農作物に飛散した場合は農薬残留や農薬の適用外使用に結びつく恐れもあります。風のある時は散布の中止や、微風でも常に風向きに注意しながら周辺に飛散することのないよう配慮が必要です。

6 防除日誌の記帳

防除日誌は、農薬使用基準を守り適正使用したことの証となるとともに、次年度以降の防除計画の参考にもなります。
作物毎、ほ場毎に必ず防除日誌を記帳しましょう。



7 不要農薬等の処分

使用禁止農薬や有効期限切れ、農薬登録失効等の不要な農薬は、専門の処理業者に依頼して適切に処分してください。農薬は不要なものが出ないよう計画的に購入、使い切るよう心がけましょう。この際、在庫数量を記録しておくとう便利です。

8 農薬残液の処理

農薬は、残液の出ないように必要量だけを調合、散布することが基本です。残液及び散布器具等の洗浄水は、河川、用水等には絶対に流さないようにしてください。種子消毒剤のように残液が生じる場合には、専門の処理業者に処理を委託するなどして適切に処理します。

なお、同じ防除機器で連続して複数の農作物を対象とした病害虫防除を行う場合は、タンクやホース内に農薬が残らないよう対象となる農作物毎に使い切った後、防除機器等の洗浄を行ってから次の薬液を調合、散布しましょう。

9 空容器の処理

農薬が入っていたプラスチックボトル、ガラス瓶、アルミ袋等は捨てたり、焼却（野焼き禁止）することはできません。
専門の業者に依頼して適切に処理してください。



10 流出等事故があった場合の迅速な対応

農薬の流出等の事故があった場合には、直ちに松本地方事務所環境課(0263-40-1941)または松本保健福祉事務所(0263-40-1940)、消防署に届け出て、応急の措置を講じてください。

資料の内容に関する問い合わせ先

松本農業改良普及センター（松本市島立1020）
TEL 0263-40-1947
URL <http://www.pref.nagano.lg.jp/xnousei/matukai/>
長野県松本地方事務所農政課（松本市島立1020）
TEL 0263-40-1916
長野県病害虫防除所（須坂市小河原492）
TEL 026-248-6471
URL <http://www.pref.nagano.lg.jp/xnousei/boujo/>
長野県病害虫防除所中南信担当（塩尻市宗賀末尾1066-1）
TEL 0263-53-5642

農薬中毒に関する問い合わせ先 ～中毒110番～

（財）日本中毒情報センター
一般市民専用電話（情報提供料：無料）
大阪 072-727-2499 365日24時間
つくば 029-852-9999 365日9時～21時
URL <http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>

中毒110番は化学物質（タバコ、家庭用品など）、医薬品、動物物の毒などによって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限定し情報提供しています。